

平成12年12月20日  
長崎県警察本部訓令第31号  
最終改正 令和4年3月10日

長崎県警察航空隊及び警察用航空機の運用等に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条－第8条）
- 第3章 運用
  - 第1節 航空隊の任務及び勤務制（第9条・第10条）
  - 第2節 航空隊の活動（第11条－第15条）
  - 第3節 出動手続（第16条）
  - 第4節 搭乗手続（第17条－第20条）
  - 第5節 安全管理（第21条－第23条）
  - 第6節 臨時発着場（第24条・第25条）
  - 第7節 運航上の留意事項（第26条）
- 第4章 整備（第27条－第30条）
- 第5章 備付け簿冊（第31条）
- 第6章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、長崎県警察航空隊（以下「航空隊」という。）及び警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用、整備等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（運用の基本）

第2条 航空機の運用においては、運航の安全を確保するとともに、各部門との緊密な連携を図り、業務の効率的な遂行に資するものとする。

第2章 管理体制

（運用管理責任者）

第3条 警察本部に、運用管理責任者を置き、警備部長をもって充てる。

2 運用管理責任者は、航空隊及び航空機（以下「航空隊（機）」という。）の運用並びに航空機の整備に関する業務を総括する。

（維持管理責任者）

第3条の2 警察本部に、維持管理責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 維持管理責任者は、航空機の維持管理に関する予算業務を総括する。

（安全運航管理者）

第4条 警察本部に、安全運航管理者を置き、警備部警備課長をもって充てる。

2 安全運航管理者は、航空隊（機）の運用並びに航空機の整備及び維持管理についての事務を掌理する。

（航空隊長）

第5条 航空隊長（以下「隊長」という。）は、航空隊を運営し、航空隊の職員の運用、指揮監督及び指導教養に当たるとともに、次の各号に掲げる業務を総括するものとする。

- (1) 航空機の運航及びその安全に関すること。
- (2) 航空機等の整備に関すること。
- (3) 航空業務に関する教育訓練に関すること。

2 隊長は、前項に規定する職務を遂行するため、次の各号に掲げる業務計画を作成しなければならない。

- (1) 航空機事故防止計画
  - (2) 四半期別整備計画
  - (3) 四半期別訓練計画
  - (4) 月別運航計画
- （運航責任者）

第6条 航空隊に、第5条第1項各号に掲げる業務の実施について、隊長を補佐する者（以下「運航責任者」という。）を置く。

2 運航責任者は、安全運航管理者が航空従事者（航空法（昭和27年法律第231号）第22条の航空従事者技能証明を受けた者をいう。以下同じ。）たる警察官の中から指定するものとする。ただし、隊長が航空従事者である場合には、これに兼ねさせることができる。

3 第8条並びに第26条第3号及び第4号の場合において、運航責任者が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときは、隊長があらかじめ指定する航空従事者がその職務を代行することができる。

（安全担当者）

第7条 航空隊に、運航責任者を補佐し、航空機を安全に運航するために必要な情報の収集及び整理並びに航空従事者等に対する提供に関する業務を担当する者（以下「安全担当者」という。）を置く。

2 安全担当者は、隊長が航空従事者の中から指定するものとする。

（機長）

第8条 運航責任者は、航空機を運航させるときは、その都度、当該航空機を操縦する資格を有する者を機長に指定しなければならない。

### 第3章 運用

#### 第1節 航空隊の任務及び勤務制

（任務）

第9条 航空隊は、災害その他の場合における警備実施、犯罪の予防、検挙等のための警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行うことを任務とする。

（勤務制）

第10条 隊長及び航空隊員の勤務制は、長崎県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成13年長崎県警察本部訓令第22号）で定めるとおりとする。

#### 第2節 航空隊の活動

（活動区分）

第11条 航空隊の活動は、警備実施活動、警ら活動、特別活動及び支援活動とする。

(警備実施活動)

第12条 警備実施活動は、災害警備、警衛、警護等の実施時において、安全運航管理者が必要と認める空域を巡航し、地上等における異常な事象についての警戒、災害等の実態の掌握、被災者の救助等を行うものとする。

(警ら活動)

第13条 警ら活動は、警ら及び訓練とする。

(1) 警らは、第5条第2項第4号の月別運航計画に基づき、地形、地物、地理、交通の状況その他の実態の掌握を行うものとする。

(2) 訓練は、第5条第2項第3号の四半期別訓練計画に基づき、航空操縦士等の技量の維持及び向上のための飛行活動を行うものとする。

(特別活動)

第14条 特別活動は、次の各号に掲げる活動とする。

(1) 緊急配備のための活動

(2) 事件・事故等の事案が発生した場合における初動措置に係る活動

(3) 捜索救助のための活動（被災者を対象とするものを除く。）

(4) 試験飛行、委託整備等の往復の空輸飛行、国家試験受験のための飛行等航空機の維持管理及び航空従事者の資格に係る飛行活動

(支援活動)

第15条 支援活動は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 各所属からの出動要請に基づき行う活動

(2) 警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定に基づく他の都道府県公安委員会の援助の要求に係る活動

(3) その他警察業務との関連性及び公益性を理由として行う行政機関等の業務を支援する活動

第3節 出動手続

(出動手続)

第16条 犯罪捜査、人命救助その他緊急事案発生時において航空機の出動が必要と認められる場合は、安全運航管理者は、隊長に対して航空機の出動を命ずることができる。

2 各所属長は、犯罪捜査その他の理由により、航空機の出動を要請する必要があるときは、使用する7日前までに航空機出動要請書（別記様式第1号）により安全運航管理者に出動を要請するものとする。ただし、突発事案の発生に伴い、緊急に航空機の出動を要請する必要がある場合は、口頭その他の方法により要請することができる。

3 前項ただし書の場合においては、事後速やかに航空機出動要請書を提出するものとする。

4 第2項の規定による要請を受けた安全運航管理者は、特別の支障がない限り、これに応じ、隊長に対して航空機の出動を命ずるものとする。

5 隊長は、安全運航管理者から出動命令があったときは、気象条件、航空機の整

備状況その他特別の支障がない限り、直ちにこれに応ずるものとする。また、自ら航空機の出動が必要と認める事案を認知した場合は、安全運航管理者の承認を受け出動することができる。

#### 第4節 搭乗手続

##### (搭乗手続)

第17条 各所属長は、警察職員を航空機に搭乗させる必要があると認めるときは、搭乗する7日前までに航空機搭乗承認申請書(甲)(別記様式第2号)により警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、突発事案の発生に伴い、承認を受けるいとまがないときは、事後速やかに航空機搭乗承認申請書(甲)を提出するものとする。

2 航空機に搭乗する場合は、警察手帳又は身分証明書を機長に提示しなければならない。

##### (警察職員以外の者の搭乗基準)

第18条 警察職員以外の者に係る搭乗基準は、次によるものとし、航空機搭乗承認申請書(乙)(別記様式第3号)を本部長に提出させるものとする。

- (1) 警察業務と関連する業務の遂行に資するため、関係者を搭乗させるとき。
- (2) 県知事等公的機関の長から要請があった場合で、公益性、緊急性及び代替性を考慮して必要があり、かつ、警察業務の運営上支障がないと本部長が認めたとき。

2 搭乗手続は、前条の規定を準用する。

##### (搭乗手続の例外)

第19条 次の各号に該当する場合は、搭乗手続を必要としないものとする。

- (1) 救助された者、保護された者又は護送を要する被疑者を搭乗させるとき。
- (2) 被救助者等に対する医療措置又は臓器搬送のため、医師等を搭乗させるとき。
- (3) 航空機及び搭載無線機の検査並びに整備業務を担当する者がその業務に関して搭乗するとき。
- (4) 運用管理責任者、維持管理責任者及び安全運航管理者がその業務に関し搭乗するとき。

##### (搭乗者の遵守事項)

第20条 搭乗者は、機長の指示に従うとともに、別表の航空機搭乗者心得を遵守しなければならない。

#### 第5節 安全管理

##### (航空機運航安全基準)

第21条 安全運航管理者は、航空関係法令で定めるもののほか、飛行の安全に必要なときは、別に航空機運航安全基準を定めることができる。

##### (事故発生時の措置)

第22条 機長は、飛行中において機関の故障、気象の急変その他の理由により航空機に危難が生じた場合又は危難が生ずるおそれがあると認めた場合は、人命の安全を図るために必要な措置を執るとともに、緊急通信を行うよう努めなければならない。

2 機長は、航空機事故が発生した場合のほか、不時着しようとするとき及び不時着したときは、無線通信その他の方法により、警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）第5条第2項に規定する事項を本部長及び最寄りの航空管制機関に報告するものとする。ただし、機長が報告することができないときは、搭乗中の警察職員が行うものとする。

（航空事故調査）

第23条 本部長は、航空機事故が発生した場合は、原因を明らかにするため安全運航管理者に指示し、必要な調査を行うものとする。

#### 第6節 臨時発着場

（臨時発着場の指定）

第24条 警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第18条に規定する臨時発着場は、安全運航管理者が所定の手続を経てこれを指定し、関係警察署長に通報するものとする。

2 安全運航管理者は、警察署の管轄区域ごとに航空機臨時発着場候補地調査表（別記様式第4号）を作成し整理しておくものとする。

（安全措置）

第25条 警察署長は、管轄区域内の臨時発着場が航空機の離着陸に使用される場合は、その安全を確保するため次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 制服警察官を配置し、関係者以外の者の立入禁止の措置を執ること。
- (2) 風向き、風速等を上空から確認できるようにするため、臨時発着場に吹き流し、旗等を立てておくこと。
- (3) 着陸地点を明らかにするため、石灰等を用い、直径4メートル以上の円の中に、線の幅45センチメートル程度のHの標示をしておくこと。
- (4) 着陸地点付近の地面が乾燥しているときは、砂じんの飛散を防止するため散水をする事。
- (5) 着陸地点周辺に、航空機のダウン・ウォッシュ（吹き降ろし流）による飛散物がある場合は、除去及び飛散防止の措置を執ること。
- (6) 不時の出火に備え、消火器を備えておくこと。
- (7) 駐機中の航空機、保管燃料等の警戒を行うこと。

#### 第7節 運航上の留意事項

（運航上の留意事項）

第26条 隊長及び航空隊員は、航空機の運航に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意し、安全かつ効果的な運航に努めなければならない。

- (1) 飛行任務を付与された場合において、その任務内容を検討し、自己の技量、経験から運航に不安があるときは、的確に状況を判断し、速やかに実施担当者等と任務内容、実施方法について再検討するなど必要な措置を執ること。
- (2) 飛行に当たっては、活動内容を的確に把握し、具体的な計画を立案すること。
- (3) 機長は、飛行計画を作成したときは、運航責任者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも、同様とする。ただし、

飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

- (4) 機長は、航空基地から航空機を出発させようとするときは、運航責任者の承認を受けなければならない。
- (5) 飛行実施の可否の判断は、その飛行を命じられた機長の責任であることを自覚し、自己の判断に基づいて決心すること。ただし、その際、運航責任者等経験者の意見を十分に尊重すること。
- (6) 飛行の実施に当たっては、航空関係法令を遵守すること。
- (7) 飛行中の気象条件を的確に把握し、飛行継続の可否を早めに判断し、引き返す時期の判断を誤らないこと。

#### 第4章 整備

##### (普通整備)

第27条 機長及び航空整備士は、飛行の安全を図るため、細則別表第1により飛行前点検を行うとともに、航空整備士は、飛行後、航空機の各部の点検及び整備を行わなければならない。

2 航空整備士は、機体の故障、不具合等を発見した場合は、速やかに隊長に報告するとともに、故障原因の調査及び整備を行わなければならない。

##### (定期整備)

第28条 隊長は、細則別表第2により定期整備を行わなければならない。

##### (特別整備)

第29条 隊長は、細則別表第3により特別整備を行わなければならない。

##### (定期検査)

第30条 安全運航管理者は、規則第22条に規定する6月ごとの定期検査の実施要領を定めておくものとする。

#### 第5章 備付け簿冊

##### (備付け簿冊)

第31条 安全運航管理者は、航空機の運用、整備等の状況を明らかにするため、航空関係法令、規則等に準じて必要な簿冊を備え付けるものとする。

#### 第6章 雑則

第32条 この訓令で定めるもののほか、航空機の運用、整備等に関し必要な事項は、規則、細則その他航空関係法令の定めるところによる。

##### 附 則 (平成12年長崎県警察本部訓令第31号)

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

##### 附 則 (平成18年長崎県警察本部訓令第28号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

##### 附 則 (平成19年長崎県警察本部訓令第24号)

この訓令は、平成19年5月15日から施行する。

##### 附 則 (平成28年長崎県警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

##### 附 則 (平成31年長崎県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第32号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月4日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、それぞれの訓令に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この訓令の施行の際、それぞれの訓令による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年長崎県警察本部訓令第8号）

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

別表（第20条関係）

航 空 機 搭 乗 者 心 得	
長崎県警察本部	
搭 乗 前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機長と飛行に関する打合せを十分行うこと。</li> <li>・ 搭乗準備は、離陸20分前までに完了すること。</li> <li>・ みだりに航空機に触らないこと。</li> <li>・ 携行品がある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。</li> <li>・ 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。</li> <li>・ 高血圧、風邪等で体調に異常がある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。</li> <li>・ 用便は、必ず済ませておくこと。</li> <li>・ 不用意に機体に近づかないこと。</li> <li>・ 係員の指示に従って行動すること。</li> <li>・ 頭上のメインローター及び尾部のテールローターに注意すること。</li> <li>・ 駐機場内に車両等の乗り入れを行わないこと。</li> </ul>
搭 乗 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分の体に合わせて座席のベルトを調整すること。</li> <li>・ 機長の許可なく座席から離れないこと。</li> <li>・ 無線通信は、機長の許可を得て行うこと。</li> <li>・ 携帯電話などの電子機器を使用しないこと。</li> <li>・ 機体や装備品にみだりに手を触れないこと。</li> <li>・ 機外に物を捨てないこと。</li> <li>・ 機体の姿勢にさからわないこと。</li> <li>・ 手荷物を脱出の妨げとなる場所に放置しないこと。</li> <li>・ 飛行中、酔いその他体に不調が生じたときは、速やかに機長に申し出ること。</li> <li>・ 機長の指示があるまで降りる準備をしないこと。</li> </ul>
降 機 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機内に忘れ物がないか確認すること。</li> <li>・ 機長の許可なくドアを開けたり、機外に降りたりしないこと。</li> <li>・ 降りるときは、航空隊員の指示に従って機体から離れること。</li> </ul>



別記様式第 1 号 (第16条関係)

<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 5 年 保 存 年 月 日 満了             </div>					
<div style="text-align: right;">                 F N o . - 51410408 第 号 年 月 日             </div>					
安全運航管理者 殿 (警備部警備課長)				( 所 属 長 名 )	
航空機出動要請書 航空機の出動について、次のとおり要請します。					
出動要請理由					
出 動 日 時					
出 動 場 所					
任 務 の 概 要		<input type="checkbox"/> ヘリコプターテレビシステムによる撮影 <input type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> 搜索 <input type="checkbox"/> 救助 <input type="checkbox"/> 追跡 <input type="checkbox"/> 物資輸送 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
その他任務に必要な事項					
連絡責任者	官職		氏名		連絡先

※ 任務の概要については、該当するものに☑すること。

別記様式第2号（第17条関係）

5	年	保	存
	年	月	日満了

F N o . - 51410402  
第 号  
年 月 日

長崎県警察本部長 殿

（ 所 属 長 名 ）

航空機搭乗承認申請書（甲）

航空機搭乗について、次のとおり申請します。

搭 乗 者	所 属			電 話	
	官 職		氏 名	( 歳 )	
	官 職		氏 名	( 歳 )	
	官 職		氏 名	( 歳 )	
	官 職		氏 名	( 歳 )	
目 的					
日 時	月 日		時 ~ 時		
搭 乗 地	<input type="checkbox"/> 航空基地	<input type="checkbox"/>	離着陸場（ヘリポート）		
飛行区域又は飛行経路					
携行品等	(約 kg)				
緊急の場合の連絡先	TEL				
備 考					

※ 搭乗地については、該当するものに☑すること。

別記様式第3号（第18条関係）

年 月 日

長崎県警察本部長 殿

申請者の役職  
氏 名

航空機搭乗承認申請書（乙）

航空機搭乗について、次のとおり申請します。

なお、搭乗に当たっては、機長等の指示に従って行動します。

搭 乗 者	勤 務 先				電 話	
	役 職		氏 名	( 歳)		
	役 職		氏 名	( 歳)		
	役 職		氏 名	( 歳)		
	役 職		氏 名	( 歳)		
目 的						
日 時	月 日		時 ~ 時			
搭 乗 地	<input type="checkbox"/> 航空基地		<input type="checkbox"/> 離着陸場（ヘリポート）			
飛行区域又は飛行経路						
携行品等	(約 kg)					
緊急の場合の連絡先	TEL					
備 考						

※ 搭乗地については、該当するものに☑すること。

別記様式第4号 (第24条関係)

航空機臨時発着場候補地調査表				離着陸地帯		
臨時発着場名						
所在地						
管理者	住所	TEL				
	氏名					
	連絡先					
	承諾の有無	有	無			
所轄警察署		警察署		進入表面断面図		
その他参考事項						
離着陸地帯の状況	長さ・幅			転移表面断面図		
	てん圧・整地の程度					
	勾配	%	排水			良好 不良
	凹凸及び亀裂の有無	有 無	散水の必要性			有 無
土質	<input type="checkbox"/> 芝生	<input type="checkbox"/> コンクリート	<input type="checkbox"/> 土			
その他						

※ 離着陸地帯の状況の土質については、該当するものに☑すること。